

子ども・子育て支援新制度にかかる条例制定について

平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」における幼児教育や保育等の提供に係る、施設や事業の設備や運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえて、自治体ごとに条例で基準を定めることとなっていることを受け、制定するもの。

※新制度に移行しない幼稚園や認可外保育施設は、本条例の対象とはならない。

【国の基準の種類】

- ①「従うべき基準」・・・条例の内容を拘束する、必ず適合しなければならない基準。基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ②「参酌基準」・・・・・・地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

《宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例》

【条例整備の必要性】

子ども・子育て支援法の規定（§34②、§46②）により、市町村は基準を定める条例制定の義務を負う。

【条例の概要】

特定教育・保育施設（新制度に移行する幼稚園、保育園及び認定こども園）及び特定地域型保育事業（新制度下で実施される、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）について、質の高いサービスの安定的な提供を確保するため、利用定員や運営の基準を定めるもの。事業実施の認可を受けた特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が、給付の対象として市の確認を受ける際に、遵守する運営等に係る基準。

【特記事項】

○本条例案の規定の多くは「従うべき基準」であり、また、「参酌基準」においても利用児童の状況の把握や、小学校等との連携等、その基準内容は妥当なものである。

【主な内容】

- 利用開始に伴う基準
 - ・内容・手続きの説明と保護者の同意 従
 - ・利用応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） 従
 - ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 従
- 教育・保育の提供に伴う基準
 - ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 従
 - ・子どもの心身の状況の把握 参
 - ・子どもの適切な処遇（差別的扱いや虐待の禁止等を含む） 従
 - ・関係施設との連携 参（地域型保育事業のみ 従）
 - ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） 従
 - ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い） 従

○管理・運営等に関する基準

- ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 参
- ・秘密保持、個人情報保護 従
- ・事故防止及び事故発生時の対応 従
- ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 参
- ・苦情処理 参
- ・記録の整備 参

《宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例》

【条例整備の必要性】

改正児童福祉法の規定（§34の8の2）により、市町村は基準を定める条例制定の義務を負う。

【条例の概要】

放課後児童健全育成事業について、適切な環境と職員による保育の提供を確保するため、設備や職員、運営の基準を定めるもの。

本事業を実施するものが、市町村に本事業実施の届け出を行う場合に遵守する運営等に係る基準。

※従来法的拘束力のある基準がなかったものに新たに基準を設けるもの。従来事業を営んでいたものが事業を中止せざるを得なくなることはないよう、経過措置等の規定も考慮。

【特記事項】

○画一的に規定することで待機児童が生じることがないように経過措置を設定

- ・「児童1人につき概ね1.65㎡以上」（参酌基準）
- ・「一施設の受け入れ児童数は概ね40人以下」（参酌基準）

○本市の現行の基準が国基準を上回る場合は本市基準で規定

①放課後児童支援員の配置（従うべき基準）

- ・国基準・・・一施設につき2人以上。ただし、1人を除いて補助員でも可能。
- ・現行の本市基準・・・利用児童数に応じて有資格の支援員を配置

受入児童 35人以下 有資格支援員 1人以上

〃 36～70人 有資格支援員 2人以上

〃 71人以上 有資格支援員 3人以上

②開所日数（参酌基準）

- ・国基準・・・1年につき原則250日以上
- ・現行の本市基準・・・1年度につき原則281日以上

【主な内容】

○設備

- ・専用区画（遊び・生活の場の機能、静養の機能を備えた部屋又はスペース）等を設置 参
- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上 参
⇒経過措置を規定

○規模

- ・一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下 参
⇒経過措置を規定

○職員

- ・放課後児童支援員は、一施設ごとに2人以上配置。うち、1人を除き、補助員の代替可 従
⇒本市の現行基準により規定（受入児童数により有資格支援員数を規定）

・放課後児童支援員の要件 従

次のいずれかに該当する者で、かつ、指定する研修を修了したもの

ア) 保育士資格

イ) 社会福祉士資格

ウ) 高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事したもの

エ) 教諭となる資格を有する者

オ) 大学等で国の基準で指定する学科を修めた者

カ) 高等学校卒業者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの など

○開所日数

・原則1年につき250日以上 参

※その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める
⇒本市の現行基準により規定（受入児童数により有資格支援員数を規定）

○開所時間

・土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）→原則1日につき8時間以上 参

・平日（小学校授業の休業日以外の日）→原則1日につき3時間以上 参

※その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

○その他 参

・非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

